

人間環境大学 PC 教室（岡崎キャンパス）利用規程

（趣旨）

第1条 この規程は、岡崎キャンパス 2 号館 PC 教室および 5 号館 PC 教室（以下「PC 教室」という）の利用に関し、必要な事項を定める。

（利用者）

第2条 PC 教室の利用者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員および非常勤講師（以下「教職員等」という）
 - (2) 本学の学生、本学の科目等履修生および研修生（以下「学生等」という）
- 2 学長は、前項各号に掲げる者以外の者について、適当と認められる場合には、PC 教室等の利用を許可することができる。

（利用の優先）

第3条 PC 教室の利用については、次に掲げる順位で優先するものとする。

- (1) 授業のための利用
 - (2) 教職員等および学生等の利用
 - (3) 前条第 2 項の許可を受けた者の利用
- 2 第 1 項 1 号に掲げる授業とは、次のものとする。
- (1) 常時利用する授業は、当該年度の時間割作成時に、教学委員会で決定されたものとする。
 - (2) 臨時に利用する授業は、事前に教務課へ申し出るものとする。
- 3 第 1 項 2 号および 3 号に掲げる者は、PC 教室の利用の際、事前に教務課に申し出なければならない。

（利用できる時間）

第4条 PC 教室を利用できる時間は次のとおりとする。ただし、止むを得ない理由があると認められる場合はこの限りでない。

- (1) 授業期間中の月曜日から金曜日までは、午前 9 時 00 分から午後 6 時 10 分までの間
- (2) 授業期間中の土曜日は、午前 9 時 00 分から午後 2 時 00 分までの間
- (3) 休業期間中の月曜日から金曜日までは、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までの間

（利用できない日）

第5条 PC 教室は、人間環境大学学則第 9 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に利用することはできない。ただし、止むを得ない理由があると認められる場合は、この限りではない。

- (1) 日曜日
- (2) 休業期間中の土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(4) 夏季・冬季・春季休業中の一定期間

(5) 器材の整備点検日

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、人間環境学部教授会の議を経て、学長が決定する。

附則 この規程は、平成 13 年 7 月 1 日より施行する。

附則 この規程（改正）は、平成 21 年 3 月 1 日より施行する。

附則 この規程（改正）は、平成 21 年 4 月 15 日より施行する。

附則 この規程（改正）は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程（改正）は、平成 28 年 9 月 14 日より施行する。